

令和7年11月16日執行
観音寺市長選挙
観音寺市議会議員選挙

選挙運動費用の収支報告書提出の概要

- 一 提出先 観音寺市選挙管理委員会
- 二 提出者 出納責任者であり、候補者にも責任がある。
- 三 提出方法

1 期 限

- (1) 選挙の期日の告示の日前まで、選挙の期日の告示の日から投票日まで、及び投票日後になされた寄附その他の収入及び支出については、これをあわせて精算し、選挙の期日から15日以内に提出すること。※12月1日(月)まで。
- (2) 前記(1)の精算届出後になされた寄附その他の収入及び支出については、そのつど、寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に提出すること。

2 書 類

選挙運動費用収支報告書と領収書(写)、領収書を徴し難いものはその明細書。

四 収支報告の要旨の公表

観音寺市選挙管理委員会は、各候補者から報告のあった収支報告の要旨を公表する。

五 会計帳簿の記載

1 収入簿

選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入は、収入簿に記載しなければならないが、これについては後記の様式及び記載例中の「備考」を参照されたい。

2 支出簿

選挙運動に関するすべての支出は、次の(1)～(10)の費用にわけて記載しなければならない。選挙運動に関する支出は適宜判断して、すべてこの費用にあてはめ、月日順に明細を記載すべきものである。

(1) 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員(いわゆる「うぐいす嬢」)、手話通訳者、要約筆記者に対する報酬が考えられる。

(2) 家屋費

(ア) 選挙事務所費

事務所自体の借上料と机などの備品の借上料が考えられる。また事務所の電話を架設

する費用も家屋費のなかに含まれる。

(ｲ) 集合会場費

主として個人演説会場の借上料である。このなかにも机などの備品の借上料が入る。

(3) 通信費

電報、電話、葉書、封書等に要する費用である。なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり計上されない。電話機の借上料と通話料は通信費に入る。

(4) 交通費

運動員、事務員、労務者に対する運賃等の実費弁償である。（候補者の分は原則として選挙運動の費用とみなされない。）選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動のための支出とみなされないから、ここに記載する必要はない。例えば、借上料、燃料代、修繕代、運転手の雇料等である。

(5) 印刷費

選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費。

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用。

(7) 文具費

筆記用具その他選挙事務所において使用した消耗品等。

(8) 食糧費

湯茶及びこれに伴い、通常用いられる程度の菓子を提供した費用とか、法律で認められた選挙運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等。

(9) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用。

(10) 雑 費

暖房用灯油代、ガス代、電気代、水道代等の光熱水費はここにはいる。このほか雑費として記載すべきものは、選挙運動の状況により異なる。

以上10種類について、だいたいの輪郭を画いてみたものであるが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜10項目のなかに当てはめ、月日順に明細を記載しなければならない。

※記載例等、詳細については「地方選挙の手引き」選挙運動費用 195 頁以降を参照ください。